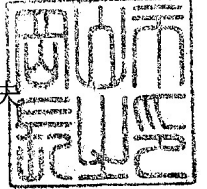


市街地再開発組合の設立認可の公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可したので、同法第19条第1項の規定により公告する。

令和4年6月27日

岡山市長 大森雅夫



- 1 組合の名称
岡山市野田屋町一丁目2番3番地区市街地再開発組合
- 2 事業所の所在地
岡山市北区野田屋町一丁目3番3号
- 3 事業施行期間
令和4年6月から令和9年8月まで
- 4 施行地区
岡山市北区野田屋町一丁目2番
101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、
115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、
129、130、131、132、133、
岡山市北区野田屋町一丁目3番
101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、
115
岡山市北区野田屋町一丁目1012、1022、1001の一部、1002の一部、1008の一
部、1015の一部
- 5 設立認可の年月日
令和4年6月27日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
組合事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示して行う。
- 8 権利変換を希望しない旨の届出をすることができる期限
令和4年7月26日